

くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが、 改正されました

～平成29年4月1日から、新しい認定基準を適用～

くるみん認定・プラチナくるみん認定とは

子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣が企業に対して行う認定です。企業が、一般事業主行動計画の策定・届出及び公表・周知を行い、一定の基準を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定(くるみん認定)を受けることができます。

また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、優良な「子育て企業」として特例措置(プラチナくるみん認定)を受けることができます。



新 くるみんマーク

認定基準等の主な改正ポイント

法定時間外労働時間等の実績に係る基準が 新しくなりました

くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに

- ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満
- ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者ゼロの2つの基準を満たす必要があります。

プラチナくるみんの公表事項に、労働時間 数の実績が追加されました

プラチナくるみんについては、

- ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月の平均時間
- ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者数が、公表事項に追加されます。

男性育休取得率の認定基準が、「1人以上」 から「7%以上」になりました

企業の子育てサポートには、男性の育児を支援することが重要であることから、くるみん認定の男性の育児休業取得率は、7%以上と、より高い基準となりました。

男性の育児目的休暇取得等でも認定基準 を満たすことができるようになりました

男性による育児の促進に関する取組を評価するため、くるみん認定については、「企業が講ずる育児を目的とした休暇制度の男性の取得率15%以上かつ、男性育児休業者1人以上」も基準を満たすことができるようになりました。

改正くるみん認定・プラチナくるみん認定のQ&A

Q 新基準はいつから適用されるの？

2017年4月1日の申請から適用されます。

Q これまでのくるみんマークはなくなるの？

これまでのマークも「子育てサポート企業」の証として使うことができます。

プラチナくるみんマークは変更ありません



くるみん認定・プラチナくるみん認定の申請、一般事業主行動計画に関するお問い合わせ先
宮崎労働局 雇用環境・均等室 (TEL 0985-38-8821)